

# 建設業における安全衛生をめぐる現状について

---

令和5年2月  
厚生労働省  
国土交通省

## 目次

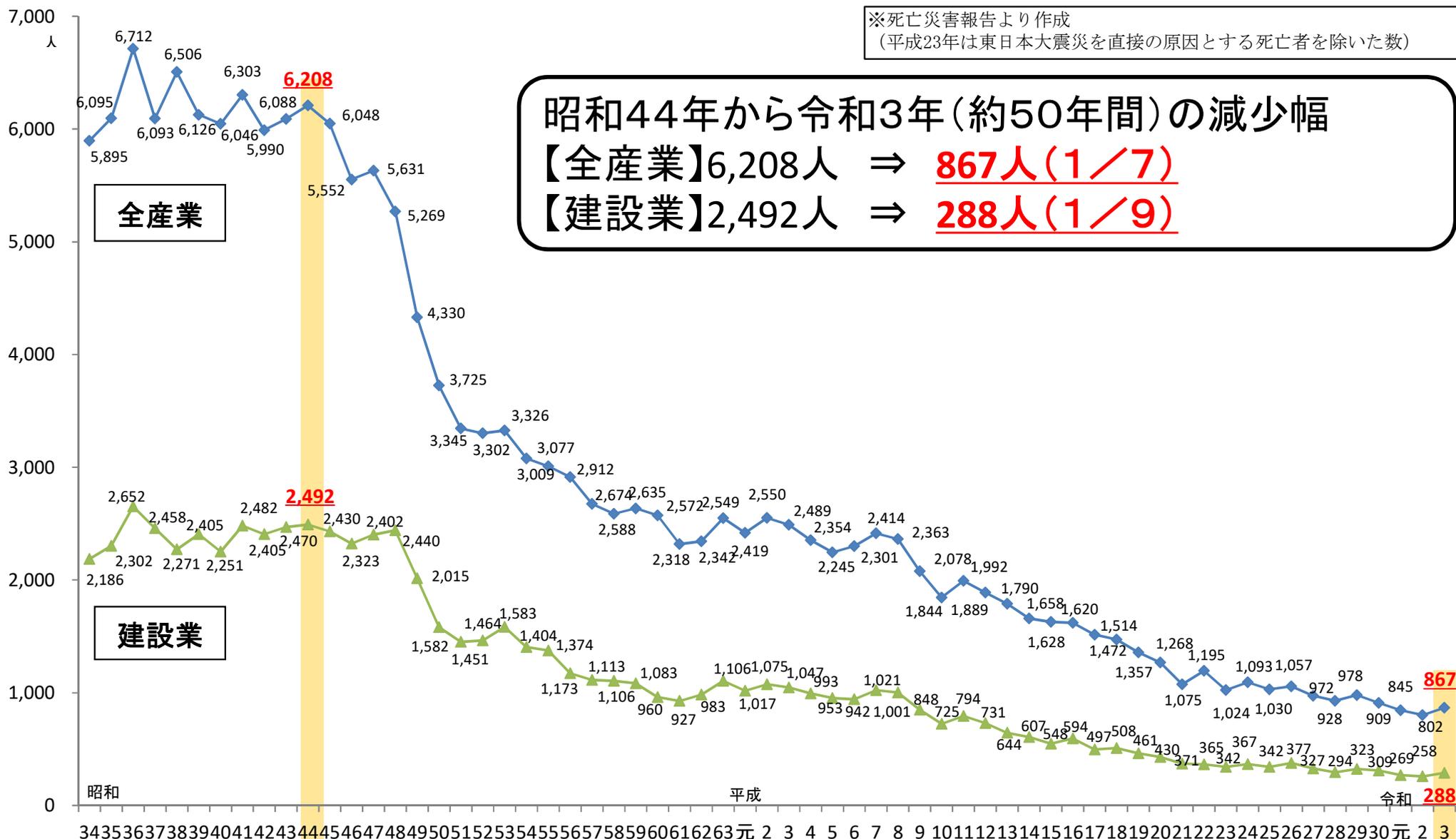
1. 労働災害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 基本計画に基づく施策の進捗成果・・・・・・ P11
3. 働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・ P23
4. 新技術活用による新たな働き方への転換・ P33
5. 建設職人の処遇改善に向けた取組・・・・・・ P39
6. 多様な人材の活躍に向けた取組・・・・・・ P50
7. 新たな状況変化等への対応・・・・・・・・ P57

# 1. 労働災害の状況

---

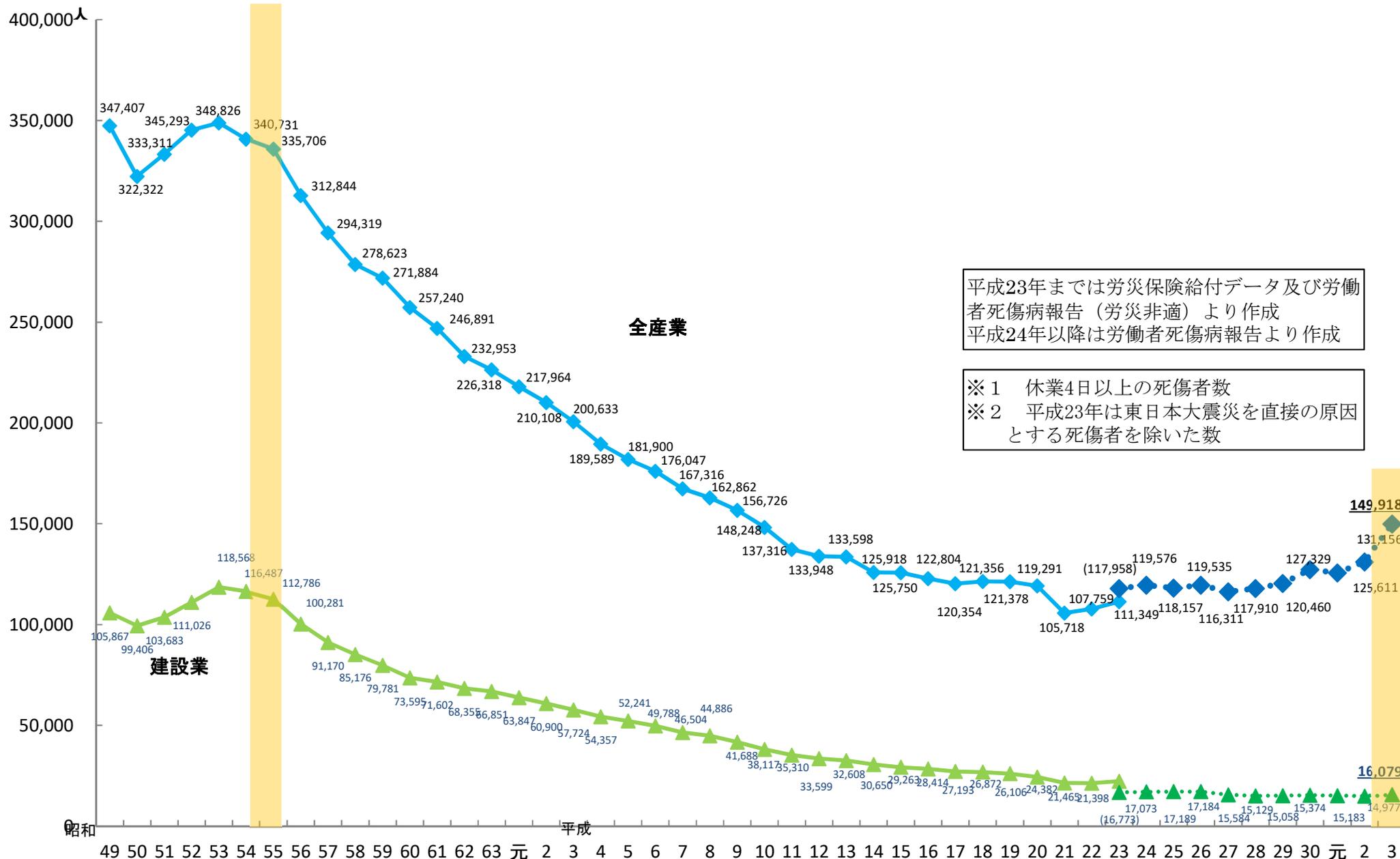
# 死亡災害発生状況の推移

■ **建設業の死亡災害**は令和3年までの**過去50年間で大幅に減少**。



# 死傷災害発生状況の推移

■ **建設業**は、死傷災害（休業4日以上）も**着実に減少**。



建設業における墜落・転落災害防止については、災害防止計画<sup>(注1)</sup>の最重点対策として、取り組んでいる。

(注1)労働安全衛生法に基づく「第13次労働災害防止計画」(平成30年度～令和4年度)において、計画の重点事項の一丁目一番地に「建設業における墜落・転落災害等の防止」を位置づけ、死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに15%以上減少させることを目標としている。

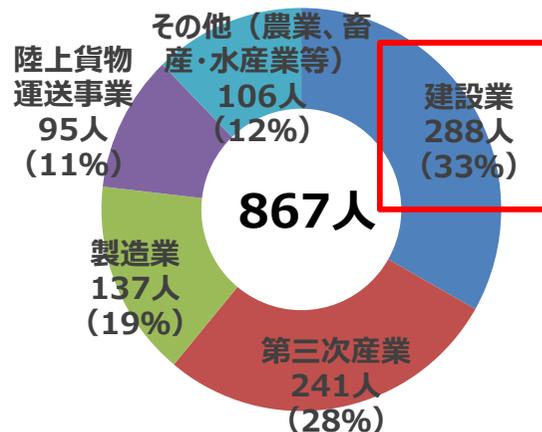
建設業における死亡災害数、そのうち墜落・転落災害による死亡災害数 (資料出所：死亡災害報告(厚生労働省))

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	前年比較	H29年比較
死亡災害	430	371	365	342	367	342	377	327	294	323	309	269	258	<b>288</b>	△30人 11.6%増加	▲35人 10.8%減少
墜落・転落災害	172	147	159	154	157	160	148	128	134	135	136	110	95	<b>110</b>	△15人 15.7%増加	▲25人 29.6%減少

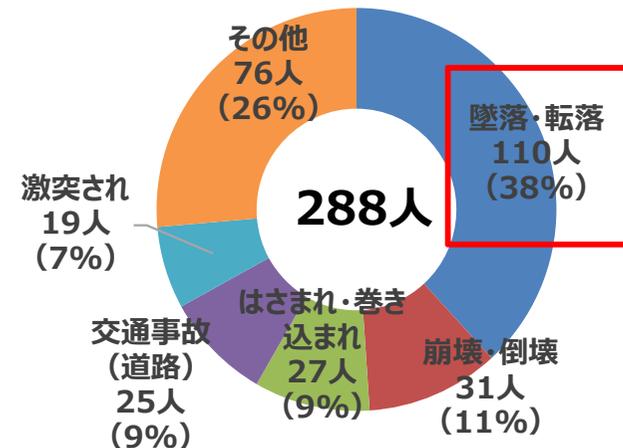
建設業における死傷災害数、そのうち墜落・転落災害による死傷災害数 (資料出所：労働者死傷病報告より作成(厚生労働省))

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30/R1	R2	R3	前年比較	H29年比較
死傷災害	17,073	17,189	17,184	15,584	15,058	15,129	15,374	15,183	14,977	<b>16,079</b>	△1,102人 7.4%増加	△950人 6.3%増加
墜落・転落災害	5,892	5,983	5,941	5,377	5,184	5,163	5,154	5,171	4,756	<b>4,869</b>	△113人 2.4%増加	▲294人 5.7%減少

死亡災害の業種別内訳 (令和3年)

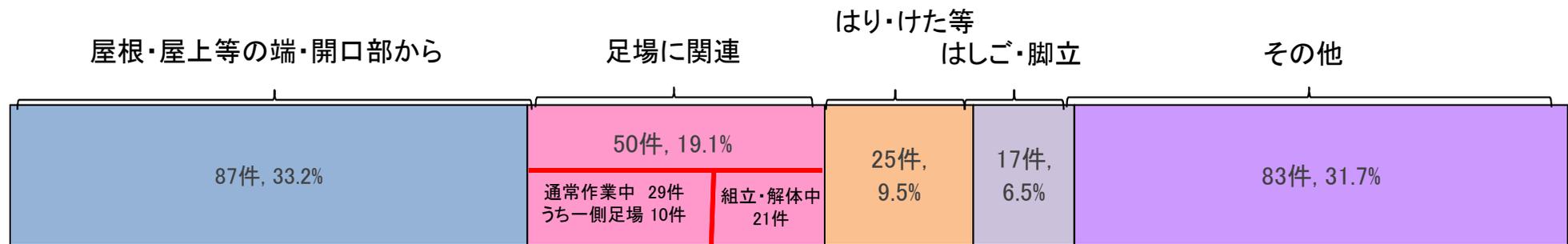


建設業の死亡災害の事故の型別内訳 (令和3年)



建設業の墜落・転落による死亡災害のうち、屋根・屋上等の端・開口部からの災害が約3割、足場からの災害が約2割であった。

(木造建設工事における) はり・けた等からの災害、はしご・脚立等からの災害も一定数を占めている。  
平成27～28年と、令和元年～3年の傾向は概ね変わらない。

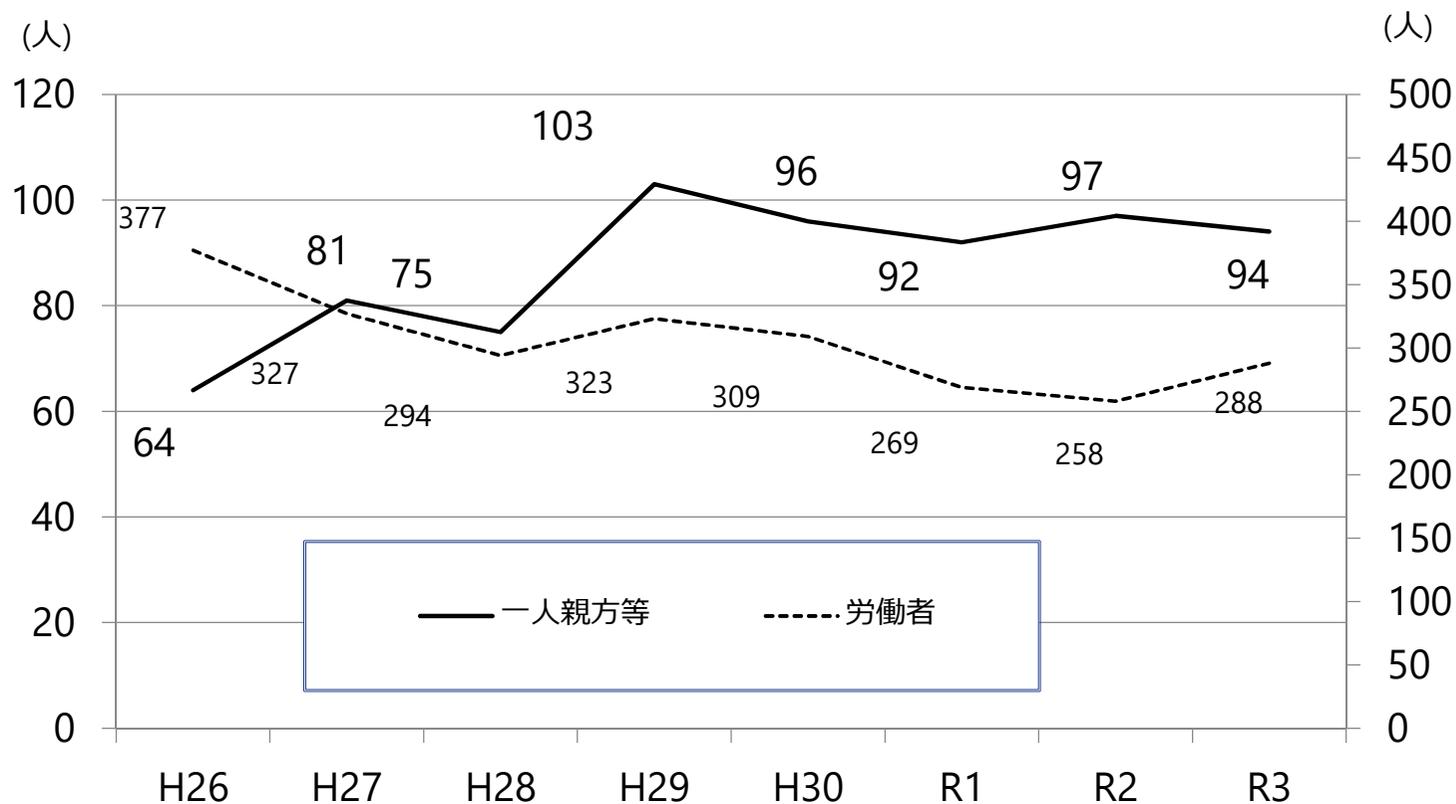


平成27～28年発生分(262件)



令和元年～3年発生分(315件)

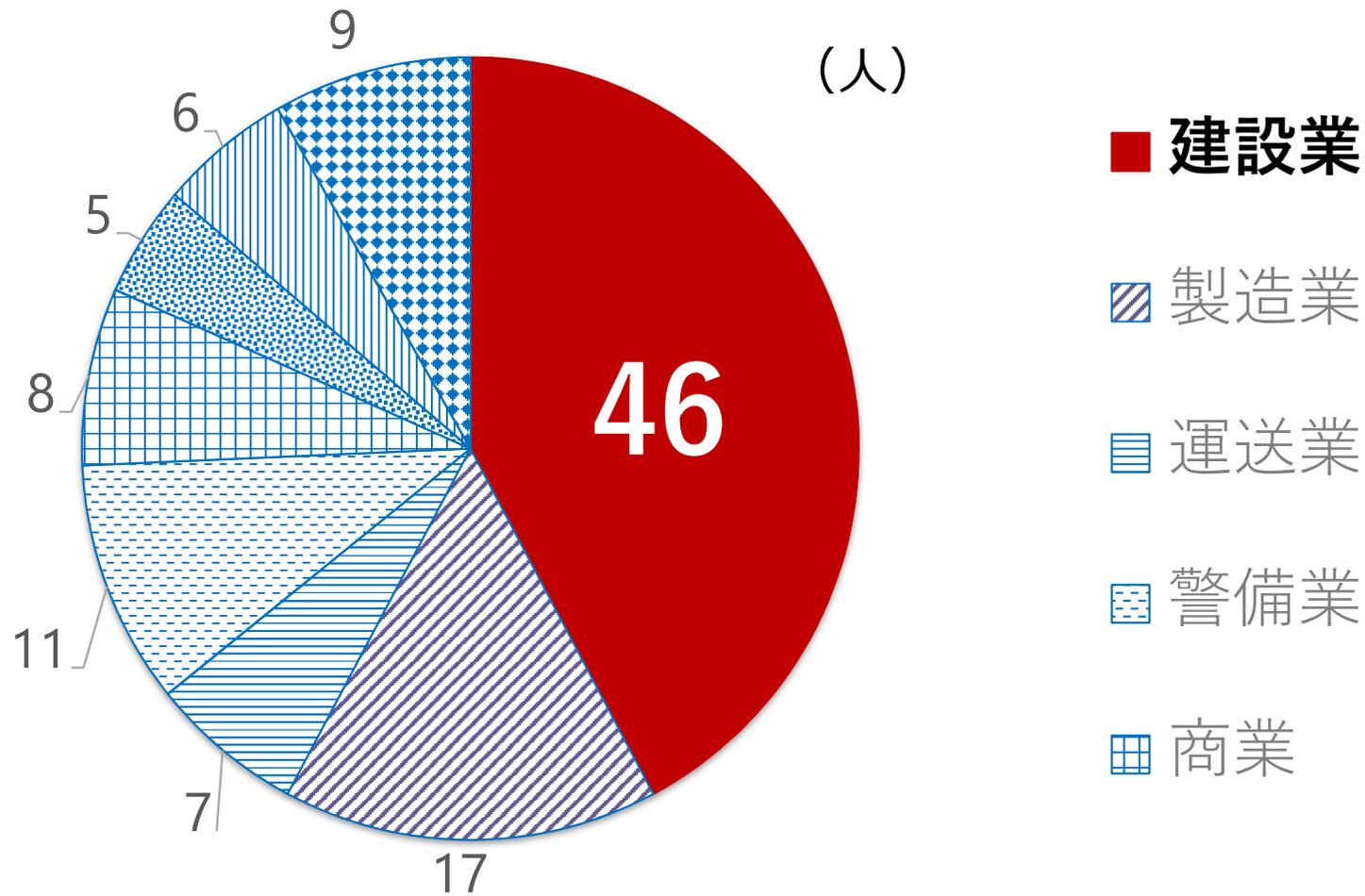
# 建設業における一人親方等の死亡災害の発生状況



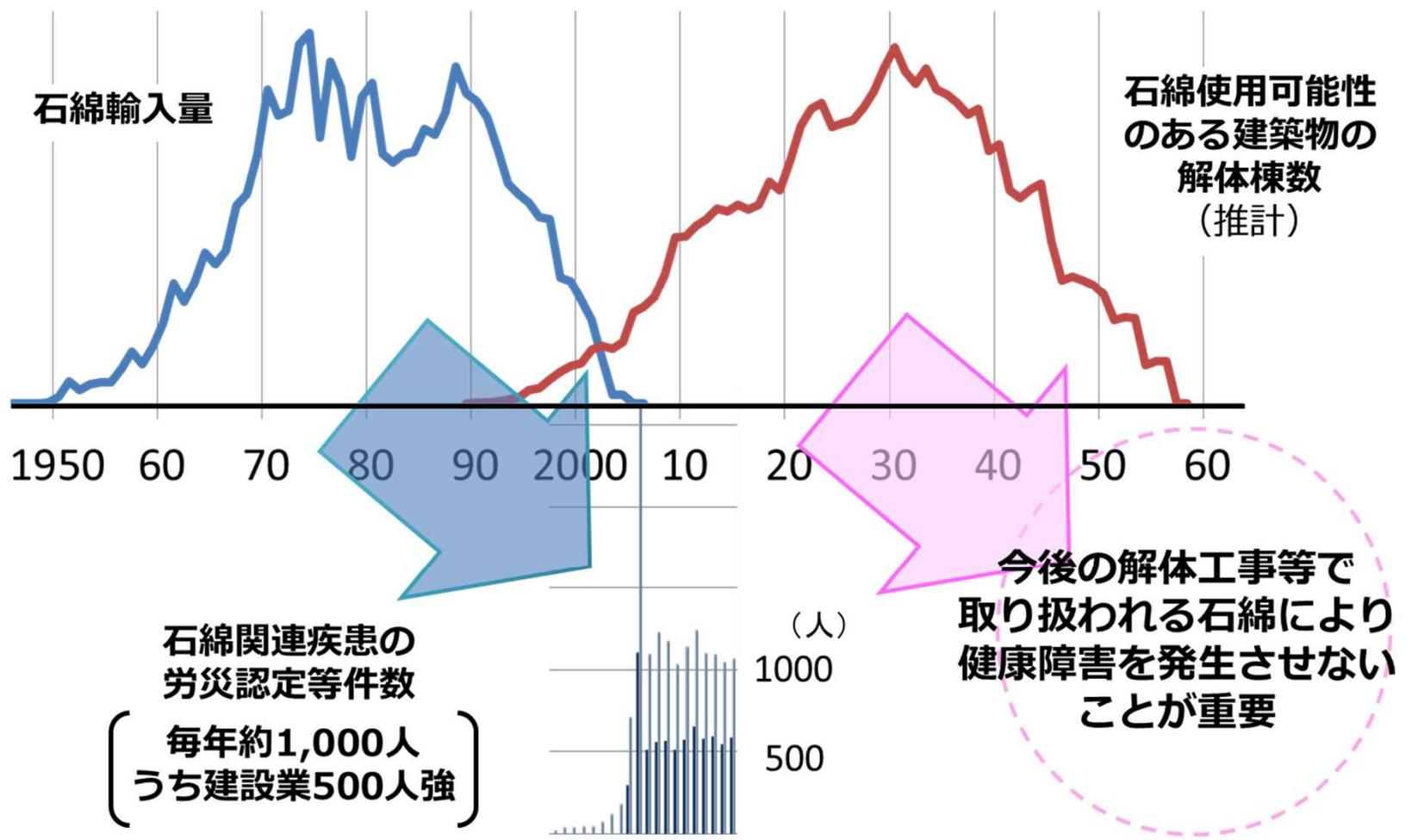
※ 令和3年の一人親方等の死亡災害の内訳は、一人親方（51名）、中小事業主（38名）、役員（4名）、家族従事者（1名）。

出典：（労働者）死亡災害報告  
 （一人親方等）厚生労働省調べ（都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計）

# 熱中症による死亡災害の状況（業種別、平成29年～令和3年）

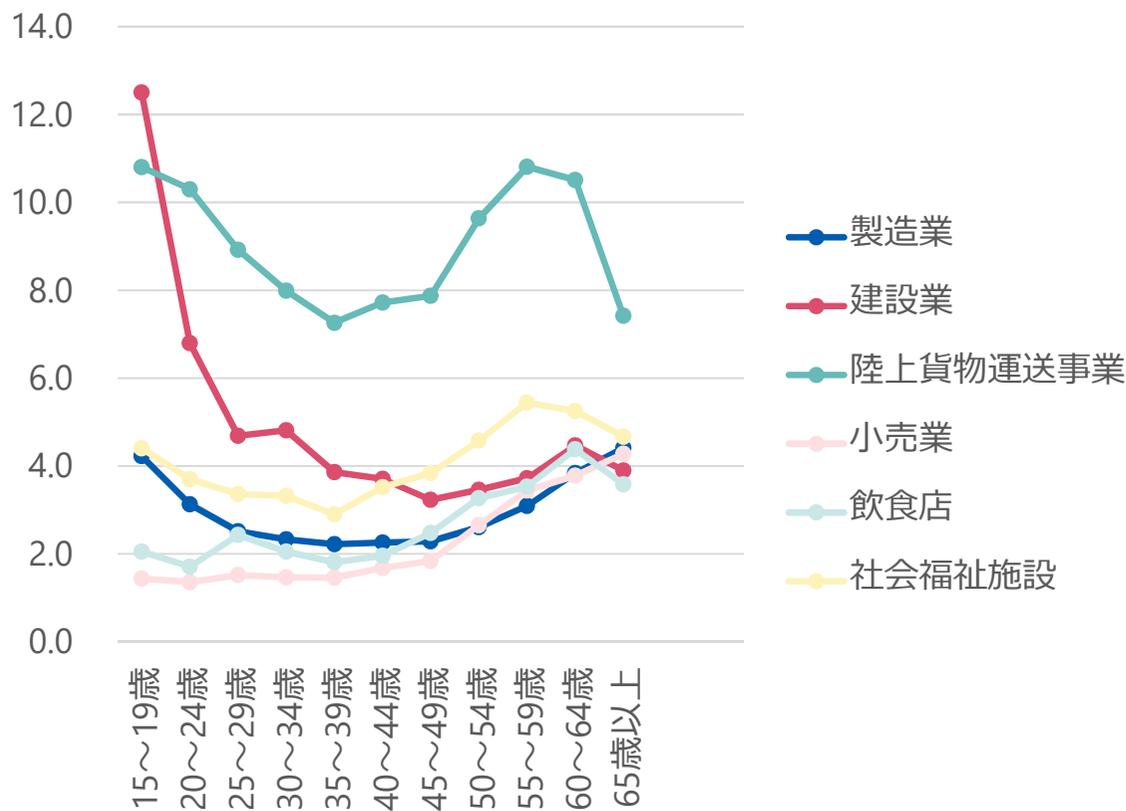


# 石綿輸入量と石綿使用建築物解体棟数の推移



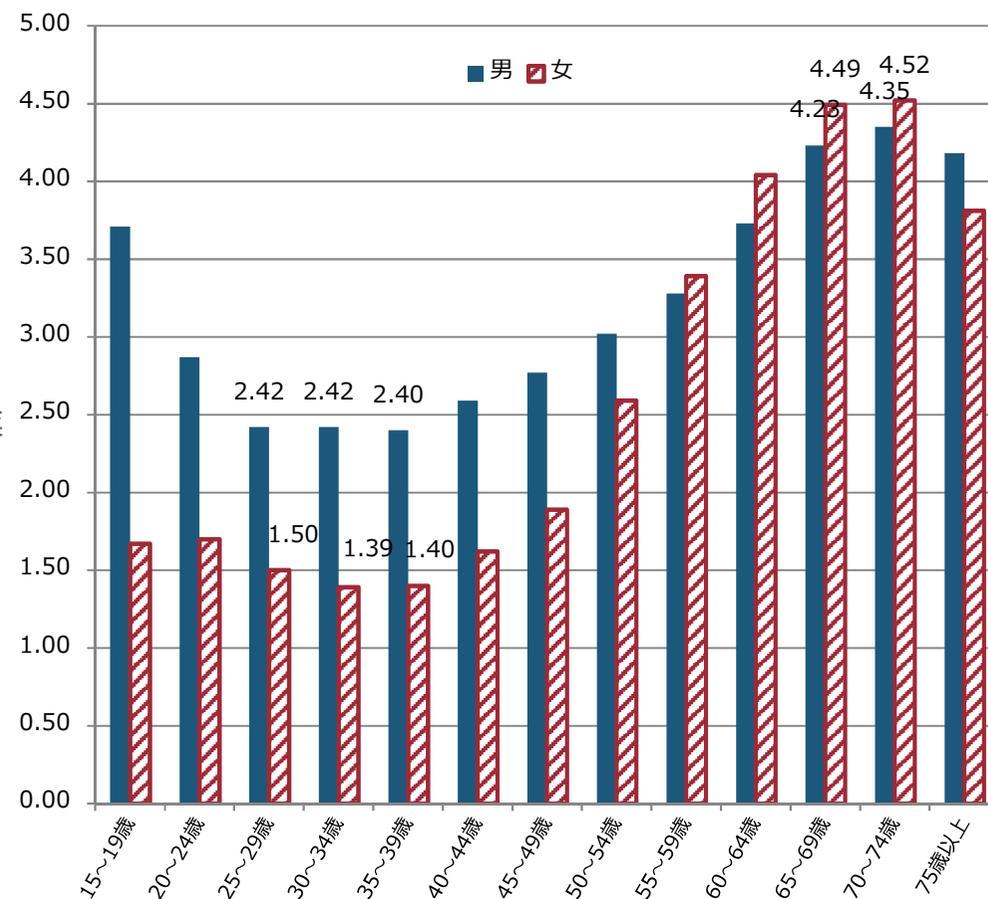
# 年齢別・男女別・業種別の労働災害の傾向

## 年齢別・業種別 千人率



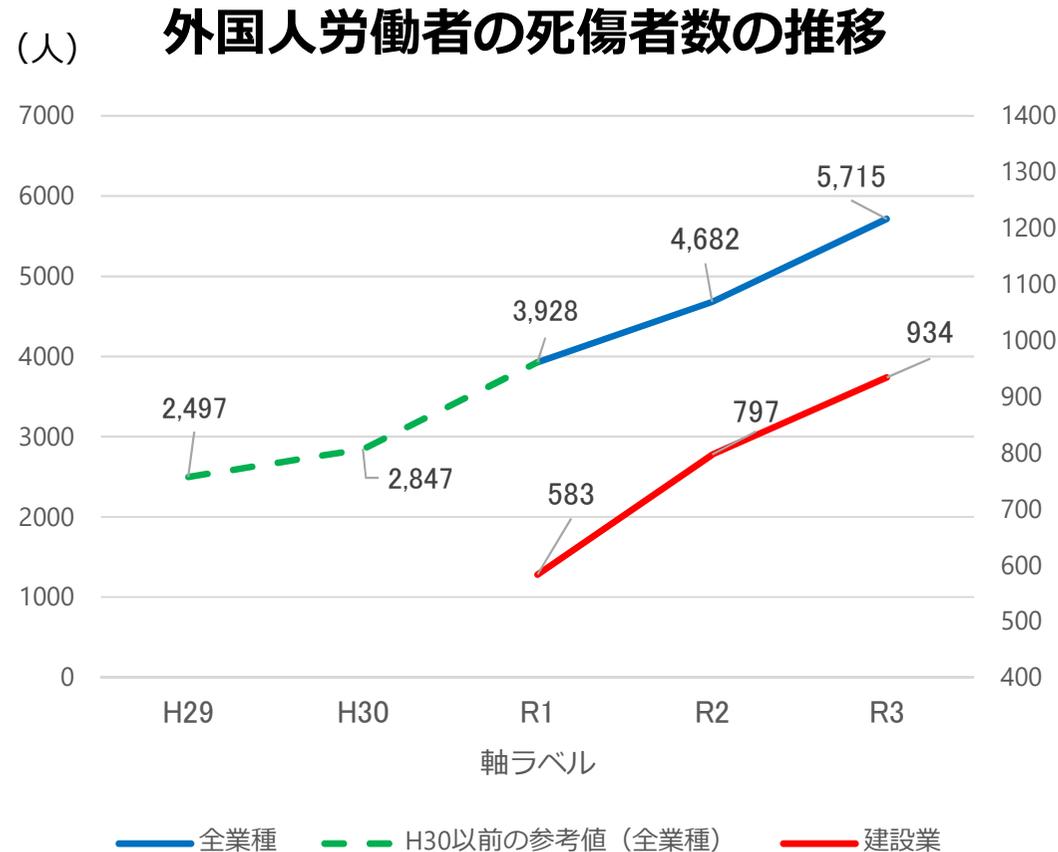
データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）  
 労働力調査（基本集計・年次・2021年）  
 ※1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている。

## 年齢別・男女別 千人率



※千人率 = 労働災害による死傷者数 / 平均労働者数 × 1,000  
 ※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）  
 労働力調査（基本集計・年次・2021年）



※出典：労働者死傷病報告（厚生労働省）

労働者死傷病報告の報告事項に国籍や在留資格が含まれたのは令和元年以降であり、H30年以前の数値は労働基準監督署で把握できた範囲の情報をもとに集計したもの。

令和2年、3年の死傷者数には、新型コロナウイルスに感染して被災した者も含んでいる。

## 2. 基本計画に基づく施策の進捗成果

---

## 建設業における墜落・転落防止対策の検討

### ～「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」～

#### ○ 趣 旨

建設業における墜落・転落による死亡災害は長期的に減少傾向にあるが、建設工事の現場においては、今なお墜落・転落による死亡災害が最も多い。

このため、建設業における墜落・転落災害の防止対策を一層充実強化していくために、労働安全衛生法令の改正も視野に必要な方策について検討することとする。

#### ○ 検討事項

- (1) 足場等からの墜落・転落防止対策（「より安全な措置」等を含む）のあり方について
- (2) 屋根等の端からの墜落・転落防止対策のあり方について
- (3) その他

#### ○ 開催状況

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 第1回：平成30年5月  | 第2回：平成30年8月 |
| 第3回：平成30年10月 | 第4回：平成31年1月 |
| 第5回：令和4年7月   | 第6回：令和4年8月  |
| 第7回：令和4年9月   |             |

#### ○ 会合における主な論点

- (1) 屋根・屋上の端等からの墜落災害防止対策について（法令周知・教育等）
- (2) 足場の通常作業中の墜落災害防止対策について
  - ① 足場の安全点検の強化について
  - ② 一側足場の取扱いについて
- (3) 足場の組立・解体中の墜落災害防止対策について

#### (参集者 令和4年9月時点)

- |        |   |
|--------|---|
| 遠藤 雅一  | 日建リース工業(株)技術安全本部長                         |
| 大幢 勝利  | (独)労働者健康福祉機構労働安全衛生総合研究所<br>研究推進・国際情報センター長 |
| 小岸 昭義  | (株)OGISHI代表取締役                            |
| 蟹澤 宏剛  | 芝浦工業大学建築学部建築学科教授【座長】                      |
| 鈴木 央   | (株)鈴木組代表取締役                               |
| 込田 幸吉  | (株)こみた建築代表取締役社長                           |
| 杉森 岳夫  | 全国仮設安全事業協同組合安全監理部長                        |
| 関根健太郎  | 関根建設(株)専務取締役                              |
| 武石 和彦  | (一社)仮設工業会技術審議役                            |
| 南雲 隆司  | (株)タカミヤ執行役員<br>開発本部本部長                    |
| 本多 敦郎  | 日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長<br>鹿島建設(株)安全環境部長     |
| 青木 富三雄 | 住宅生産団体連合会環境・安全部長                          |
| 最川 隆由  | 全国建設業協会労働委員会委員<br>西松建設(株)安全環境品質本部安全部長     |
| 西田 和史  | 建設業労働災害防止協会技術管理部長<br>(敬称略)                |
|        | (オブザーバー)                                  |
|        | 国土交通省大臣官房技術調査課                            |
|        | 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課                     |

# 建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化 に関する実務者会合報告書概要

## 労働災害発生状況

- 建設業における労働災害は長期的には減少しているものの、未だに300人近くの方が亡くなっている（令和3年は288人）。
- 建設業における死亡災害、死傷災害で最も多い災害は墜落・転落災害であり、死亡災害では約4割、死傷災害の3割を占めている。
- 建設業における死亡災害を墜落箇所別に見ると、屋根等の端・開口部からが約3割、足場からが約2割を占めている。その他、はしご、脚立からの墜落・転落災害が近年増加している。

## 災害の特徴と課題

- 屋根等の端・開口部からの墜落・転落災害では、特に小規模工事において、対策を実施するためのノウハウの不足等から手すり等の設置や要求性能墜落制止用器具の使用等、法令上の措置が不十分。
- 足場での通常作業中の墜落・転落災害では、手すり等がなく、足場の安全点検が行われていない事例が散見されている。
- 一側足場にあっては、法令上手すり等の設置義務がない。
- 足場の組立・解体中の墜落災害では、手すり等がない場合に墜落制止用器具を親綱にかけておらず転落したケース等が認められた。

## 講ずべき対策

### \*は法令改正事項

### 1. 屋根・屋上等の端・開口部からの墜落・転落防止対策

- マニュアルの作成・普及
  - 最新の木造家屋建築工事における墜落等防止対策
  - はしご・脚立（内装工事を含む）からの墜落防止対策
  - 2m未満の低所からの墜落転落防止対策

### 2. 足場での通常作業中の墜落・転落防止対策

- 足場点検の確実な実施
  - \* あらかじめ点検実施者を指名（作業開始前及び組立て等後点検）
  - \* 点検実施者の氏名の記録及び保存（組立て等後点検）
  - 組立て等後点検実施者は足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨、点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係について調査・検討

### ○ 一側足場の使用範囲の明確化

- \* 本足場の設置に十分なスペースがある場合には、本足場を使用することを原則

### 3. 足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策

- 作業手順の遵守徹底
  - 足場の組立・解体作業時における正しい作業手順の遵守の徹底
- 手すり先行工法等の普及促進
  - 「手すり先行工法等に関するガイドライン」の内容の充実（足場部材の最新の安全基準の反映等）、周知・指導とフォロー

### 4. 足場の壁つなぎの間隔

- くさび緊結式足場での壁つなぎ間隔等について、足場に関する科学的知見の収集とデータに基づいた対応

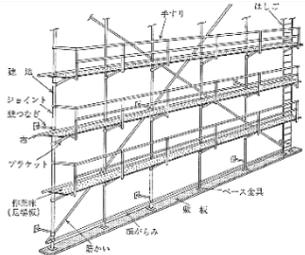
## 将来の課題

- デジタル技術等新技術の活用・反映、高所作業従事者の安全衛生教育の在り方の情報収集等

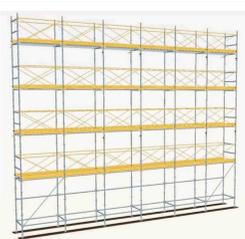
# 労働安全衛生規則改正案について

## 1 一側足場の使用範囲を明確化

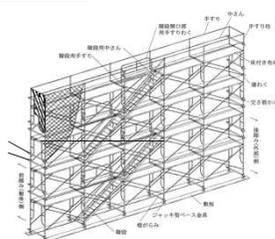
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



(※) 令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

## 2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

## 3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

## 4 施行日等

公布日：令和5年3月（予定）

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

# 建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会

## 設置趣旨

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(平成28年法律第111号)に基づく基本計画に記載された施策<sup>\*</sup>を検討するため設置。

<sup>\*</sup>安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策



平成30年6月7日  
第1回検討会

## 検討内容 (主なもの)

- 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策
  - 安全衛生経費の範囲
  - 民間発注者等の理解を得るための方策
- 等

## 構成員

(令和4年6月27日現在) ◎:座長

### ■学識経験者

- 大幢 勝利 独立行政法人労働者健康安全機構  
労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長
- ◎蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
- 城戸 尚治 城戸産業医事務所 代表

### ■関係団体

- 本山 謙治 建設業労働災害防止協会 技術管理部長
- 細谷 浩昭 建設労務安全研究会 理事長
- 田久 悟 全国建設労働組合総連合 労働対策部長
- 水野 龍平 日本建設産業職員労働組合協議会政策企画局
- 藤井 覚 (一社)日本建設業連合会安全委員会 安全対策部会専門委員
- 最川 隆由 (一社)全国建設業協会 労働問題専門委員会委員
- 山谷 朋彦 (一社)全国中小建設業協会 理事
- 鈴木 央 (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 東京建設躯体工業協同組合 副理事長
- 関根 健太郎 (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 東京建設躯体工業協同組合 常任理事
- 東尾 正 全国仮設安全事業協同組合 専務理事
- 小岸 昭義 (株)OGISHI 代表取締役

## 検討経緯

平成30年6月7日 第1回 検討会

- ・検討会の設置、検討にあたっての論点

平成30年8月27日 第2回 検討会

- ・今後の検討の進め方(案)、実態把握調査計画(案)

平成31年1月31日 第3回 検討会

- ・検討の進め方、実態把握調査計画(確定)、関係施策のレビュー

平成31年3月～令和元年5月 元請・下請向け実態把握調査

令和元年6月24日 第4回 検討会

- ・元請・下請向け実態調査結果(速報)、今後の進め方

令和元年10月7日 第5回 検討会

- ・発注者向け実態調査結果(速報)、個人向けアンケート結果(速報)、施策(案)

令和元年12月9日 第6回 検討会

- ・安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)(案)について

令和4年6月27日 第7回 検討会

- ・安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言) とりまとめ

### 【R4年度～】

提言で取りまとめられた安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策を推進

〈基本的な考え方〉

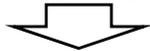
「人材」で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための施策の具体化や継続的な進化に取り組む。

- ①安全衛生経費の「見える化」
- ②安全衛生経費に関する意識改革
- ③安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップ・進化

〈安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策〉

(1) 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及

- 元下間における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る
- 下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図る



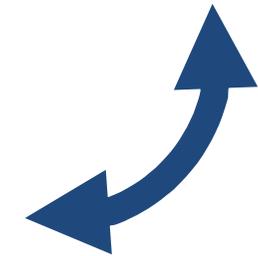
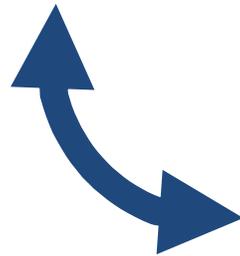
WGを設置し、具体的に検討(令和4年～)

(2) 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報

- 適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実
- インターネットやソーシャルメディアでの情報発信
- 安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布
- 全国安全週間などでの集中的な広報
- 発注者向けのリーフレットの作成
- 一人親方向けのリーフレットの作成

(3) 施策を体系的に進めるための仕組み構築

- 安全衛生経費の実態に関するフォローアップ調査
- 人材の育成
- 各主体がまとめたガイドブック、事例等をホームページで一元化
- 建設業法第19条の3の徹底



# 安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

## 設置趣旨

「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」においてとりまとめられた、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」を踏まえ、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及に関して検討するため設置。

## 検討内容 (主なもの)

- 「安全衛生対策項目の確認表」
- 安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」
- 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報 等

## 今後の予定

- 令和4年度
  - ・ 11月11日に第1回 WGを開催し、年度末までに「安全衛生対策項目の確認表」をとりまとめ予定。
- 令和5年度
  - ・ 安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」等に関する検討、作成等を実施予定。

## 構成員

■学識経験者      ◎:座長

◎ 蟹澤 宏剛      芝浦工業大学建築学部建築学科 教授

■関係団体

青木 富三雄 (一社)住宅生産団体連合会 環境・安全部長

池田 浩和 (一社)JBN・全国工務店協会 副会長

尾下 真規 (一社)日本建設業連合会  
安全委員会 安全対策部会専門委員

田久 悟 全国建設労働組合総連合 労働対策部長

土屋 良直 建設業労働災害防止協会 上席調査役

東尾 正 全国仮設安全事業協同組合 専務理事

藤巻 雄一 (一社)全国建設業協会  
労働問題専門委員会委員

細谷 浩昭 建設労務安全研究会 理事長

柳澤 庄一 (一社)建設産業専門団体連合会  
専務理事・事務局長

山谷 朋彦 (一社)全国中小建設業協会 理事

# 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和4年4月1日最終改訂)

## 元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

### ○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行う
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

### ○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

### ○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認する

## 下請企業の役割と責任

従業員が社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

### ○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要

### ○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

### ○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

## 一人親方について

### ○働き方自己診断チェックリストの活用

- ・ 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・ 働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

### ○事業者としての立場

- ・ 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努める
- ・ 見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない

# R4下請指導ガイドラインの改訂 ①

## 一人親方について

### ○建設業界として目指す一人親方の基本的な姿

- ・請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主
  - 技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル3相当）の能力を有すること等
  - 責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守することや、適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った工事の完遂、他社からの信頼や経営力があること等

### ○一人親方が建設企業と請負契約を締結している場合

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること

建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

- ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること
- ・建設工事の完成を目的とした請負契約ではないため、建設業法の適用を受けないことに留意

## 元請企業の役割と責任

### ○下請企業が一人親方に対して再下請負をしている場合 → 「働き方自己診断チェックリスト」の活用を促し働き方の確認を行う

チェックリストの項目にあまり該当しない  
⇒労働者に当てはまらない働き方

元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図の作成を行う

次のような一人親方に発注している企業については雇用契約の締結、社会保険の加入及び法定福利費の確保を促す

- ①10代の一人親方 ②経験年数3年未満の一人親方
- ③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの

※上記①②は未熟な技能者の処遇改善や技能向上の観点からひとまずは雇用関係へ誘導していく方針

※再三の指導に応じず、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取扱い

# R4下請指導ガイドラインの改訂 ②

## 元請企業の役割と責任

## 下請企業の役割と責任

### ○元請企業・下請企業が一人親方と直接、請負契約を締結している場合

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること
- ・請負金額に雇い入れている同種の社員の賃金に必要な経費を加えた適切な報酬が支払われるよう努めるべき

一人親方との契約の形式が請負契約であっても、実態が元請（下請）企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

- ・当該契約を履行するうえで働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと
- ・建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意

### ○元請企業・下請企業の令和8年度以降の対応

→ 一人親方に対して「働き方自己診断チェックリスト」の確認事務の軽減を図るため、不適正な一人親方の目安の運用を目指す

働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、「適正でない一人親方の目安」を策定することを目指す。そのため、働き方自己診断チェックリストの活用のあり方等について、本ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行い、令和5年度末を目途に一定の道筋を示す。

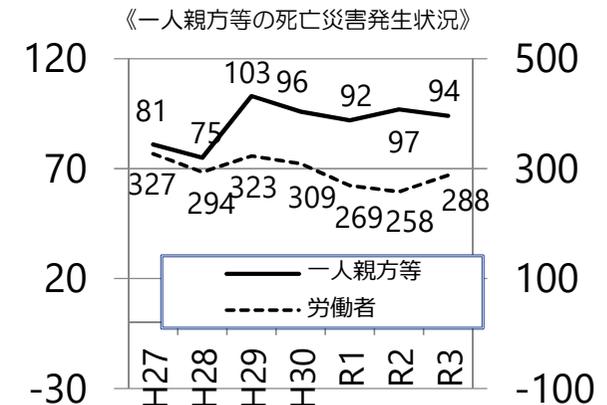
## 1 事業の目的

- 一人親方等は労働者ではないことから、労働安全衛生法の適用はない。
- 一方、一人親方等の死亡災害について、特別加入申請や報道等の情報を基に平成26年から労働局及び監督署で集計している。最近は、100名弱の数字で推移している。



このような状況から、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成29年3月施行）では、一人親方等を含め、建設工事従事者の安全と健康の確保について、国が必要な施策を講ずることとされた。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき策定された基本計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づく対応が必要。



## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 事業概要

- 一人親方等に対する安全衛生対策に係るパンフレットの作成。
- 一人親方等を使用する事業者に対する留意事項をまとめたパンフレットの作成。
- 一人親方等に対する、安全衛生教育を実施する（全国6ブロック、各3回、WEB）。
- 一人親方等が入場している現場（主に木建工事を念頭）に対する巡回指導（全国で100人の指導員が年間24日活動）。

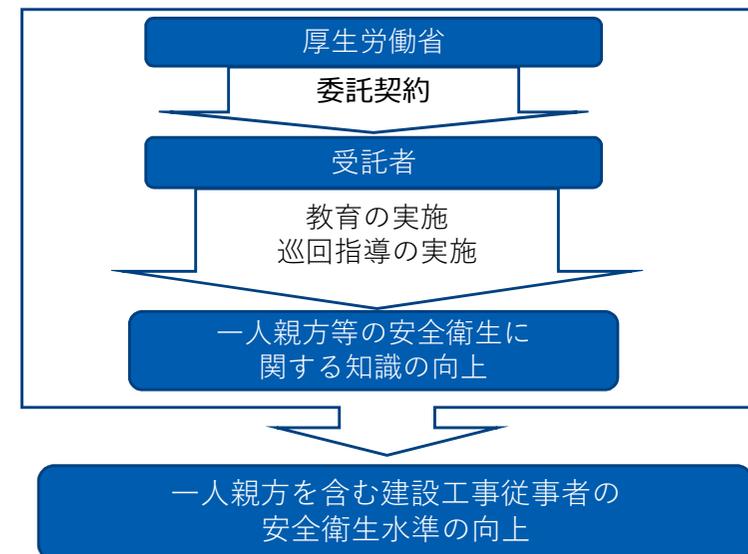
### <参考> 建設アスベスト訴訟に係る最高裁判決

建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「**建設アスベスト訴訟**」の最高裁判決（令和3年5月17日）において、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。

### 実施主体

実施主体: 委託事業

### 事業スキーム



## 1 事業の目的

○建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律が平成29年3月に施行。国は基本計画を策定し（閣議決定）、超党派議員によるフォローアップが行われる。

基本計画（抄）

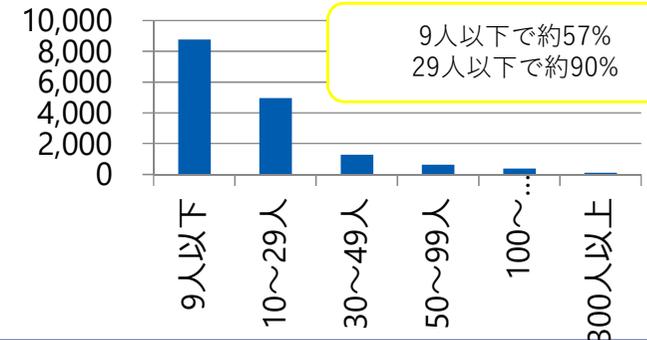
5.（1）

・・・また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者労働者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

○建設業労働災害防止協会会員企業（多くはゼネコンで100人以上規模）は、自主的な取組や既存の建災防の事業により、自律的に労働災害防止対策を実施

○中小専門工事業者（多くは建災防非会員）は自律的に安全衛生対策を講じることが困難であり、建災防の丁寧な支援が必要

令和3年休業4日以上死傷者数（事業場規模別）



## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 事業概要

○中小専門工事事業者等に対する指導

・集団指導（WEB）・技術研修会

中小専門工事事業者等の店社の管理者・安全衛生担当者、現場の職長・作業員を対象とした教育を行う。

（法定の教育等は除く）

・パトロール

建災防が中心となって建設現場のパトロールを実施し、非会員の事業場に対し指導を行う。

・個別指導

建災防の指導員が建設現場を個別に訪問し、安全衛生上の問題点、改善点がないか指導を行う。集団指導の参加者のフォローアップとして行うことを原則とする。

○中小専門工事事業者等の意識啓発

安全衛生大会を開催し、安全衛生意識の向上を図る。

○中小専門工事事業者が使用する映像教材の作成

中小専門工事事業者が社内教育等で使用する映像教材を作成し、インターネットを通じ配信する。

映像教材のテーマ例：安全帯の正しい使用方法

車両系建設機械との接触防止など

○支部活動のコンサルティング

支部活動を効果的に実施するため、安全管理士等を置き、支部に対する指導等を行う。

※「中小」は29人以下の規模を想定している。

### 実施主体

実施主体：建設業労働災害防止協会

補助率：10/10

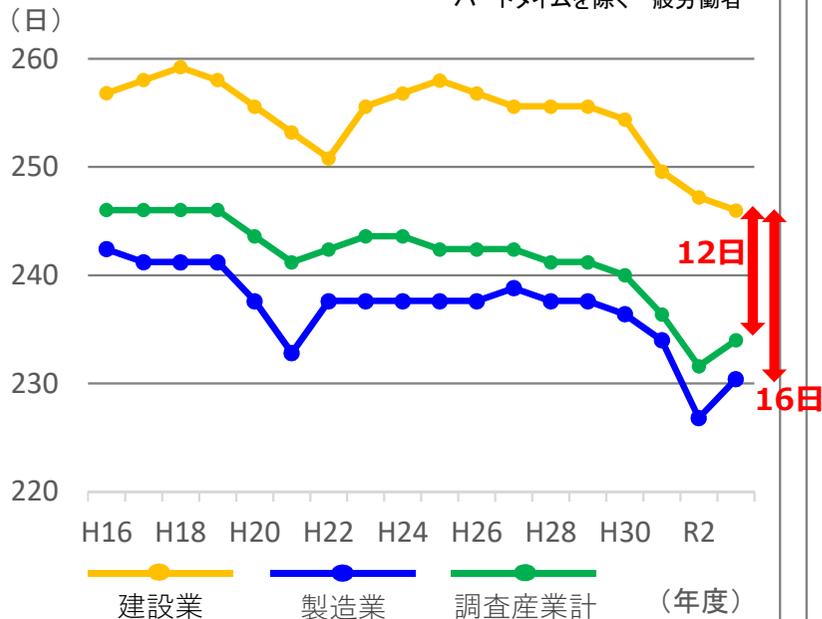
## 3. 働き方改革の推進

---

# 建設産業における働き方の現状

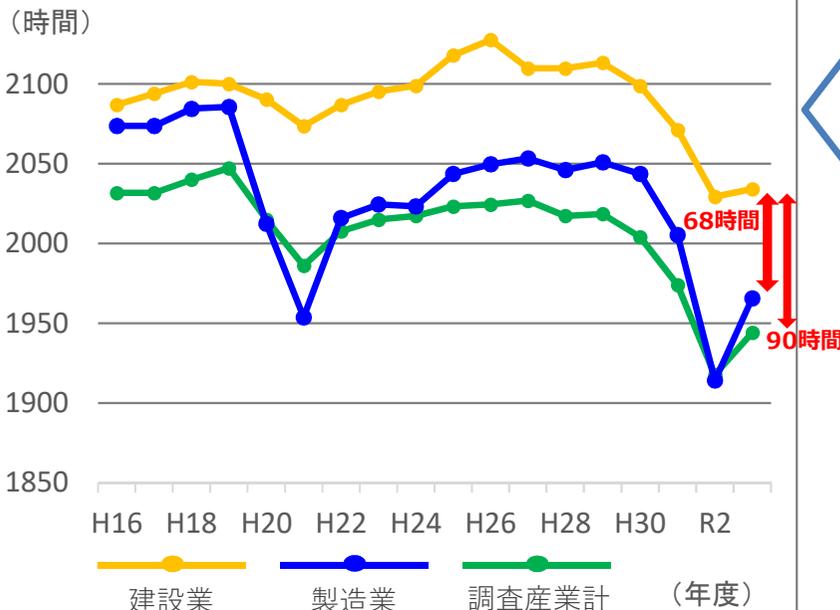
## 産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



## 産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者

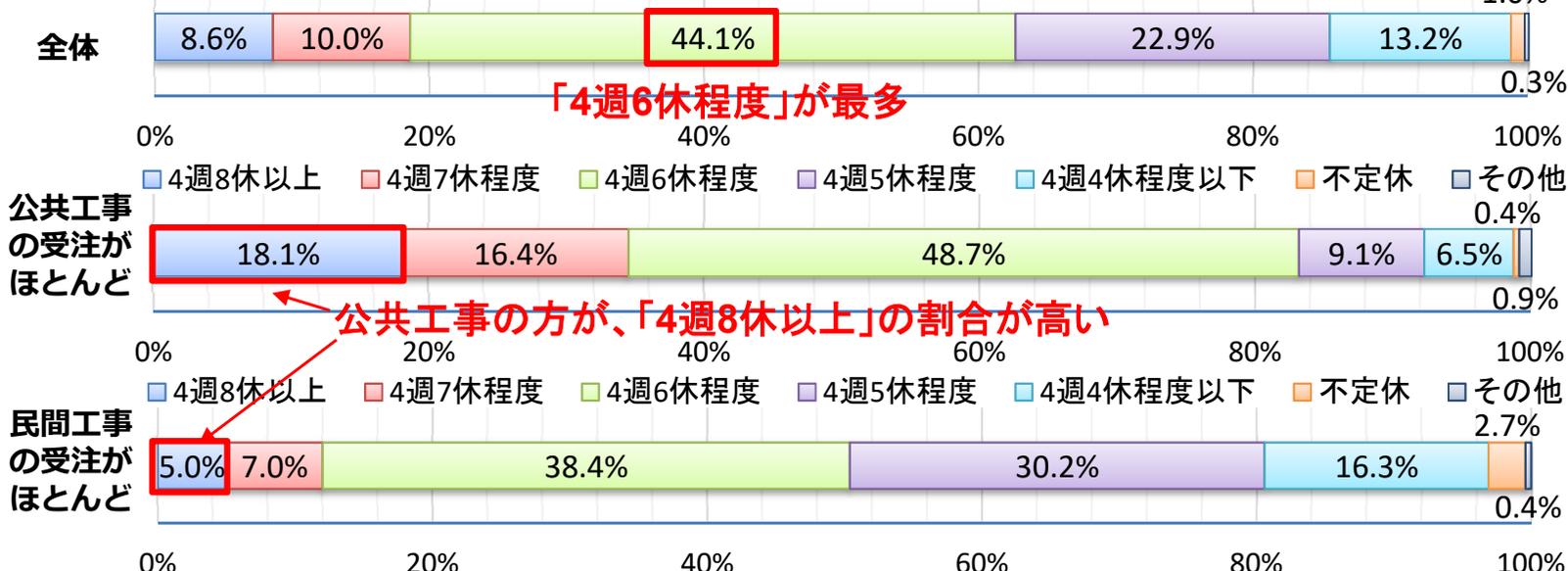


年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
年度報より国土交通省作成

## 建設業における平均的な休日の取得状況

■ 4週8休以上 ■ 4週7休程度 ■ 4週6休程度 ■ 4週5休程度 ■ 4週4休程度以下 ■ 不定休 ■ その他



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

出典: 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用  
⇒建設業は令和6年4月から適用

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)  
**罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金**

原則

- (1) 1日8時間・1週間 40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

36協定の  
限度

- ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)
  - ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
    - ③ 年 720時間(月平均60時間)
      - 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定
        - ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む)
        - ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む)
        - ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限
- ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

# 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施**

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

### 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※> ※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者の責務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）</li> <li>・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）</li> <li>・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）</li> </ul> </li> <li>○受注者（下請含む）の責務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な請負代金・工期での下請契約締結</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者・受注者の責務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信技術の活用等による生産性向上</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者の責務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択</li> <li>・災害協定の締結、発注者間の連携</li> <li>・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査・設計の品質確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加</li> </ul> </li> </ul>
--	--	---	---

### 働き方改革の推進

### 生産性向上への取組

### 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

<ul style="list-style-type: none"> <li>○工期の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告</li> <li>・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）</li> <li>・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化&lt;入契法&gt;</li> </ul> </li> <li>○現場の処遇改善                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険の加入を許可要件化</li> <li>・下請代金のうち、労務費相当については現金払い</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術者に関する規制の合理化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認</li> <li>・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における建設業者団体の責務の追加                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化</li> </ul> </li> <li>○持続可能な事業環境の確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理責任者に関する規制を合理化</li> <li>・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備</li> </ul> </li> </ul>
--	---	---

### 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

# 適正な工期設定

- 令和元年の公共工物品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても**、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、**関係省庁等を通じて働きかけを実施**。

## 工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

### 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

#### ・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

## 公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。  
国交省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事**で**発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大**。
- 地方公共団体に対し、適正な工期の設定に努めることや、週休2日の確保等を考慮するとともに、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**（R4年4月公表）。

## 民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施**。
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
  - (i) 多様な関係者の関与
  - (ii) 一品受注生産
  - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
  - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
  - (ii) 公共工事における考え方
  - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間  
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約  
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、  
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに  
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、  
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、  
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
  - (i) 資機材調達・人材確保
  - (ii) 資機材の管理や周辺設備
  - (iii) その他
- (2) 施工
  - (i) 基礎工事
  - (ii) 土工事
  - (iii) 躯体工事
  - (iv) シールド工事
  - (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期
  - (vii) 仕上工事
  - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
  - (ix) その他
- (3) 後片付け
  - (i) 完了検査
  - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  - (iii) 原形復旧条件

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応  
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定  
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し  
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

# 発注者に対する適正工期の働きかけ

## 厚生労働省との連携を通じた働きかけ

都道府県労働局による建設業団体・発注者団体との会議体（都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会）において、国土交通省本省から出席し、適正な工期設定について直接働きかけや意見交換を実施。

【推進協議会の構成団体※】 ※労働局によって、構成団体は異なる。

民間発注者（経営者協会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会 など）、公共発注者（都道府県）  
建設業団体、厚生労働省労働局、国土交通省地方整備局

【開催実績（令和4年度）】

大阪労働局(8/17)、東京労働局(10/20)、石川労働局(11/30)、千葉労働局(12/12) 等  
今後、その他の都道府県労働局においても国土交通省本省から、直接働きかけを実施予定

## 経団連での講演を通じた働きかけ

「過重労働防止対策セミナー（令和4年11月14日）」において、建設業の働き方改革に向けた商慣行の是正について講演し、経団連会員企業の聴講者など※に民間工事の発注者として適正工期で契約する必要性を働きかけ。

※経団連会員企業の労務担当者を中心に242名が参加

## モニタリング調査を通じた働きかけ

民間発注者に対して、工期の設定状況等についてモニタリング調査を実施。  
調査を通じて、適正な請負代金や工期の設定に向けた協力を個別に要請。

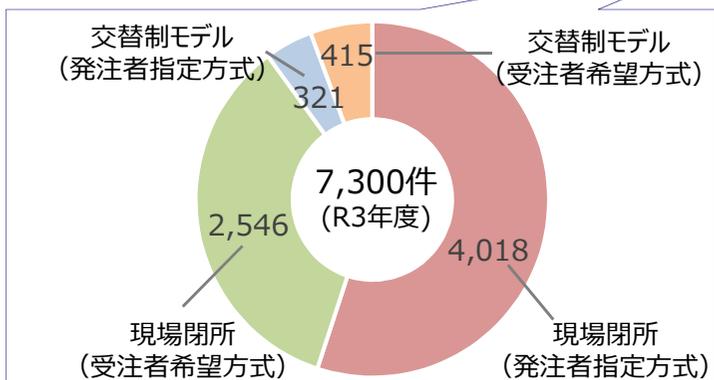
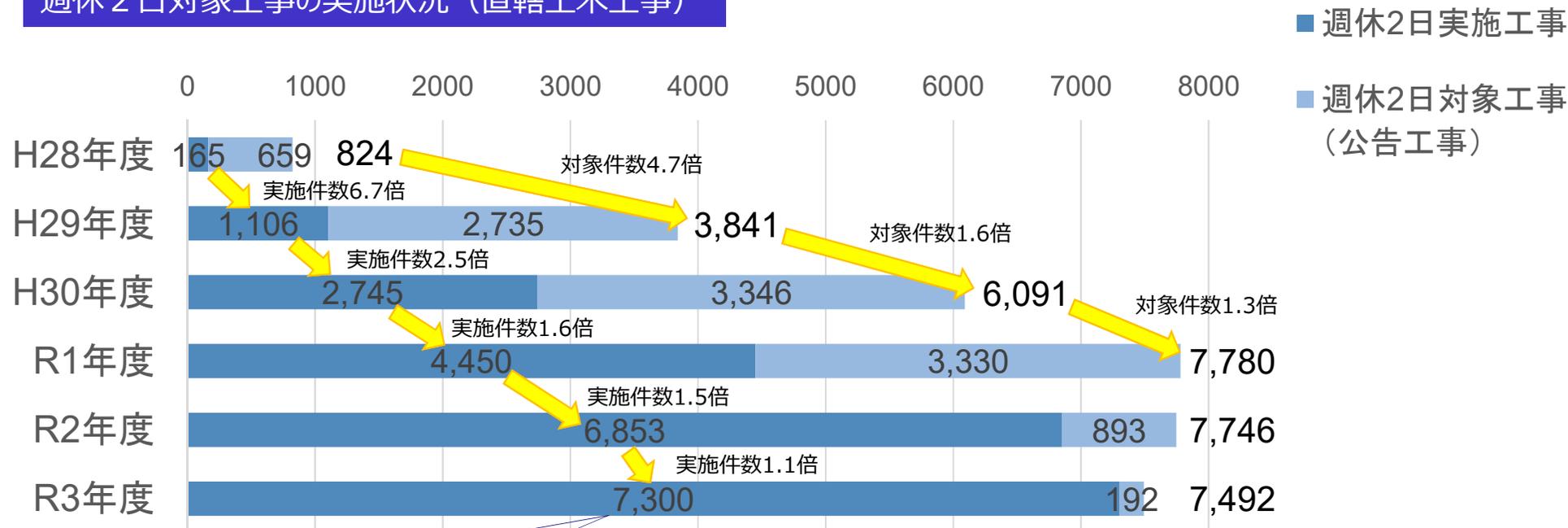


**令和6年4月に向けて、発注者に対して、更なる働きかけを実施予定。**

# 週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

## 週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）



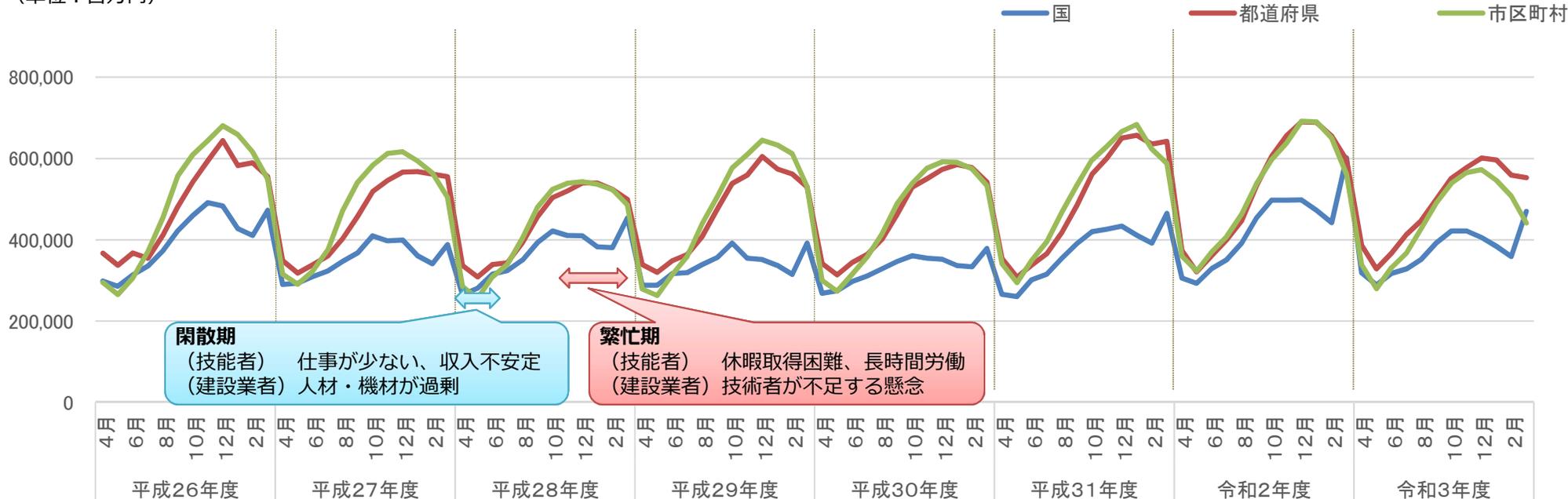
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点  
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）  
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
- ⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
- 改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化**

## 公共工事における工事出来高の状況

(単位：百万円)



## 施工時期の平準化の推進

### 技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- **技能者の処遇の改善**（特に休日の確保等）
- **年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化**
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

### 発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

